

高知市排水設備申請手引き

平成 27 年度

高知市上下水道局

1 章 総論

第1節 下水道の役割と目的

第2節 下水道と排水設備

1 公共下水道と排水設備

2 排水設備

第3節 基本的事項

1 排水設備の基本的要件

2 排水設備の種類

3 下水の種類

4 排除方式

第2章 排水設備工事関係法令等の概要

第1節 用語の定義

1 下水

2 下水道

3 公共下水道

4 終末処理場

5 排水区域

6 処理区域

7 排水設備

第2節 排水設備

1 排水設備の設置等

(1) 排水設備の設置義務者

(2) 排水設備の改築，修繕又は清掃その他の維持

2 排水に関する受忍義務等

(1) 費用負担

(2) 占有者への告知

(3) 損失補償

3 水洗便所への改造義務等

4 除害施設の設置等

5 排水設備の計画の確認又は計画の変更

(1) 屋内排水設備

(2) 屋外排水設備

(3) 確認を要しない軽微な工事

6 工事の実施

(1) 指定業者の資格条件

(2) 責任技術者の資格条件

(3) 指定及び登録の時期

(4) 指定及び登録の有効期間

- (5) 指定の辞退
- (6) 申請事項の変更
- 7 指定業者等の指定又は登録の取消し又は停止
- 8 工事のしゅん工届出
- 9 排水設備の検査
 - (1) 立入検査
 - (2) しゅん工検査
 - (3) 責任技術者の立会い

第3章 排水設備の事務

第1節 排水設備に関する事務手続き

- 1 排水設備申請手続き
 - (1) 申請書への添付書類
 - (2) 計画の確認等手数料
 - (3) 工事の着手
 - (4) 計画の変更手続き
 - (5) 使用開始の手続き
 - (6) しゅん工の手続き
 - (7) 検査
- 2 水洗便所改造資金助成申請手続き
 - (1) 水洗便所改造資金助成制度
 - (2) 水洗便所改造資金利子補給制度
- 3 申請手続きの必要書類及び手続きの流れ
 - (1) 必要書類一覧
 - (2) 手続きの流れ

第4章 排水設備設計の標準

第1節 屋内排水設備

- 1 屋内排水設備の範囲
- 2 ディスポーザ排水処理システム
- 3 床下集合配管システム（排水ヘッダー）
- 4 阻集器
- 5 プール排水

第2節 屋外排水設備

- 1 排水管
- 2 設計図

参考資料

排水設備申請書記載例

第1章 総論

第1節 下水道の役割と目的

下水道は、雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除やくみ取り便所の水洗化にする生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割を持っており、次の点がその目的となっている。

(1) 生活環境の改善

生活あるいは事業活動によって生じる汚水が速やかに排除されずに側溝や水路等に滞留すると、悪臭及び蚊や蠅の発生源となり、生活環境が損なわれる。またくみ取り便所は、汚物を人家の近くへ貯留するため、蛆や蠅の発生源になるのは勿論、汚物が放つ悪臭を遮ることができないため、周辺へ臭気が漂うなど衛生上の問題もある。

下水道を整備することにより、くみ取り便所は水洗便所に改造することができる。また汚水が下水道に直接排除されることによって、周辺環境は改善され、快適な生活と良好な環境を得ることができる。

(2) 浸水の防除

下水道は、河川や水路等と同様に雨水を排除する機能を有し、雨水を速やかに排除する役割を担っている。

近年、市街地の周辺部においても宅地化が進み、田畑や緑地、池沼などが減少して保水・遊水機能が低下している。そのため雨水の流出量が増大するようになってきた。更には、局所的な集中豪雨も頻発するなど、従来の雨水排除施設の能力を超えて、浸水する被害が多発するようになっている。

これに対応するため、雨水排水施設や貯留施設など新たな対応策が実施されている。

(3) 公共用水域の水質保全

河川、湖沼、海等の公共用水域に汚水が処理されずに放流されると水質が悪化し、上水道の水源に影響を与えるばかりでなく、農業用水、工業用水、漁業等にも悪影響を与え、憩いの場としての水辺環境を悪化させることになる。

下水道は、直接公共用水域に放流されていた汚水を処理してから放流するものであり、公共用水域の水質汚濁防止に最も大きな効果が期待できる施設となっている。

また、「処理水の有効利用」「汚泥の資源化」「管きょ空間の活用」等、下水道の役割は今後ますます多様化してきている。

第2節 下水道と排水設備

1 公共下水道と排水設備

下水道施設は、管路施設、これらに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、及びこれらの施設を補完するために設けられる施設で構成されている。しかし、これらが整備されても、下水を排除するために設けられる排水設備が完備されなければ、下水道の目的を達成することができない。このことは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条に排水設備の設置が義務付けられていることからわかる。

公共下水道は、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、最終的に下水を処理して河川、湖沼、海等の公共用水域に放流するものである。排水設備は、個人、事業場等が所有する土地や建物等から発生水を公共下水道に流入させる施設であり、排水管、排水きよ、及びその他の排水施設からなり、私費をもって自己の敷地内に設けられる。その規模は公共下水道より小さいがその目的及び使命は、公共下水道となんら変わることはないといえよう。

2 排水設備

排水設備は、法第10条に規定されているとおり、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないものである。汚水を排除する排水設備の範囲としては、水道の給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う必要があり、また、洗濯機及び冷蔵庫等は、排水管に排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。雨水を受ける排水設備は、屋内の場合はルーフドレン、雨どいから、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水桝からとする。

家庭の台所や業務施設の厨房から発生する生ごみ等を破碎し、排水処理に供することができるディスポーザは、居住部分等での悪臭や害虫の発生を防ぎ、ごみ出しの手間がなくなる等便利なものであり、社会の関心が集まっている。

しかし、ディスポーザは、公共下水道に流入する汚濁負荷が増大することから、その設置の可否については下水道管理者がそれぞれの下水道事業の状況及び地位的な特性を勘案し定めるものとされている。高知市においては、公益社団法人日本下水道協会の製品認証

を受けた機種に限り，適切な維持管理を行うことを条件として設置を認めている。

第3節 基本的事項

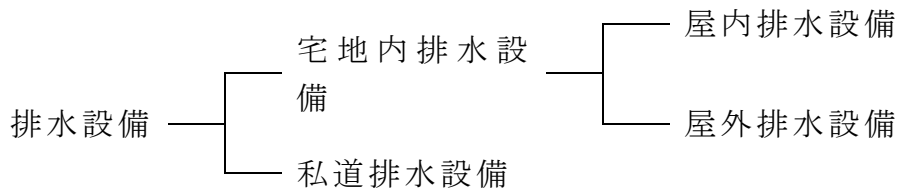
1 排水設備の基本的要件

排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。

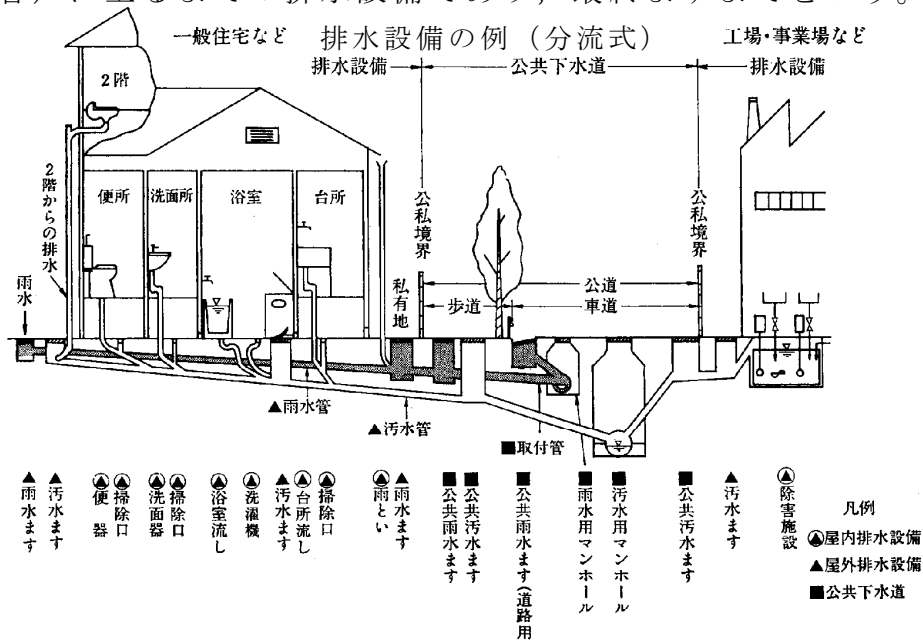
公共下水道の管路施設や処理施設等が整備されても、各家庭や事業所等からの下水を排除する排水設備が設置されなければ、浸水の防除や生活環境の改善ができず、下水道の目的を達成することができなくなる。この排水設備は、下水を円滑かつ速やかに流下させるとともに、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

2 排水設備の種類

排水設備は、その設置場所等を基準として次のように分類される。

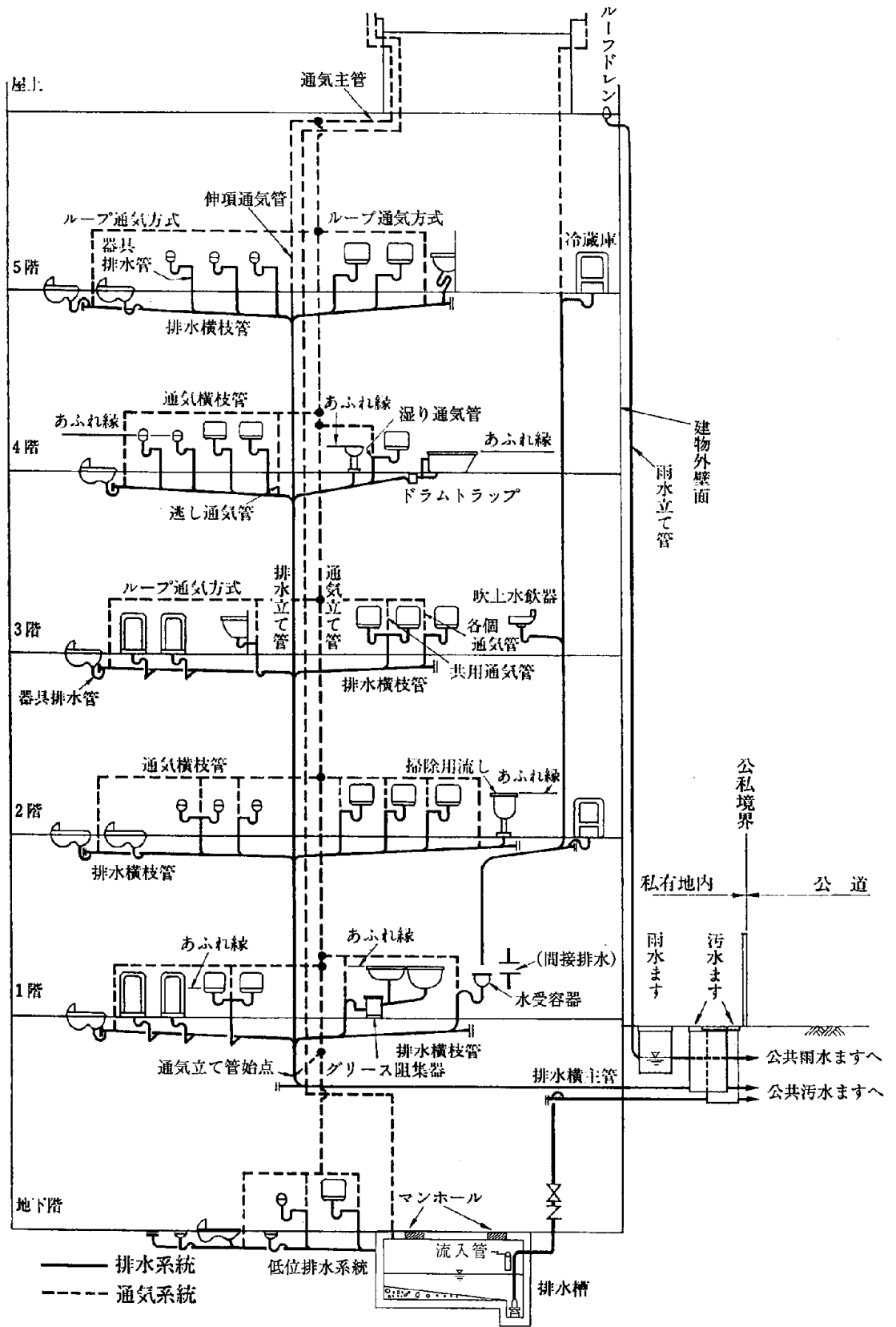


- (1) 屋内排水設備は、汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ますに至るまでの排水設備とし、雨水についてはルーフドレン、雨どいから雨水ますに至るまでの排水設備をいう。
- (2) 屋外排水設備は、汚水ます及び雨水ますから公共下水道（取付管）に至るまでの排水設備であり、最終ますまでをいう。



(下水道排水設備指針と解説－2004年版－第1章，第2節，§2排水設備の種類)

排水設備の例（分流式・高層建物）



注 排水槽からの通気管は単独配管とする。
 (下水道排水設備指針と解説-2004年版-第1章, 第2節, §2 排水設備の種類)

- 私道排水設備は、屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道（道路法に規定する道路等の公道以外の道路で、形態等が道路と認められるもの）に設置義務者が共同して設ける設備である。

3 下水の種類

下水の種類は、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水 (下水	汚水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨水	自然現象に起因	湧水 降雨，雪解け水

道排水設備指針と解説－2004年版－第1章，第2節，§3下水の種類）

下水とは、法第2条第1号において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は、雨水をいう。」と規定しているが、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

この下水を汚水と雨水に区分すると、次のとおりとなる。

(1) 汚水

- ア 水洗便所からの排水
- イ 台所，風呂場，洗面所，洗濯機からの排水
- ウ 屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- エ 冷却水
- オ プール排水（屋内プール及び屋外プールの排水口から排出される排水）
- カ 地下構造物からの湧水
- キ 工場，事業場の生産活動により生じた排水
- ク その他雨水以外の排水

(2) 雨水

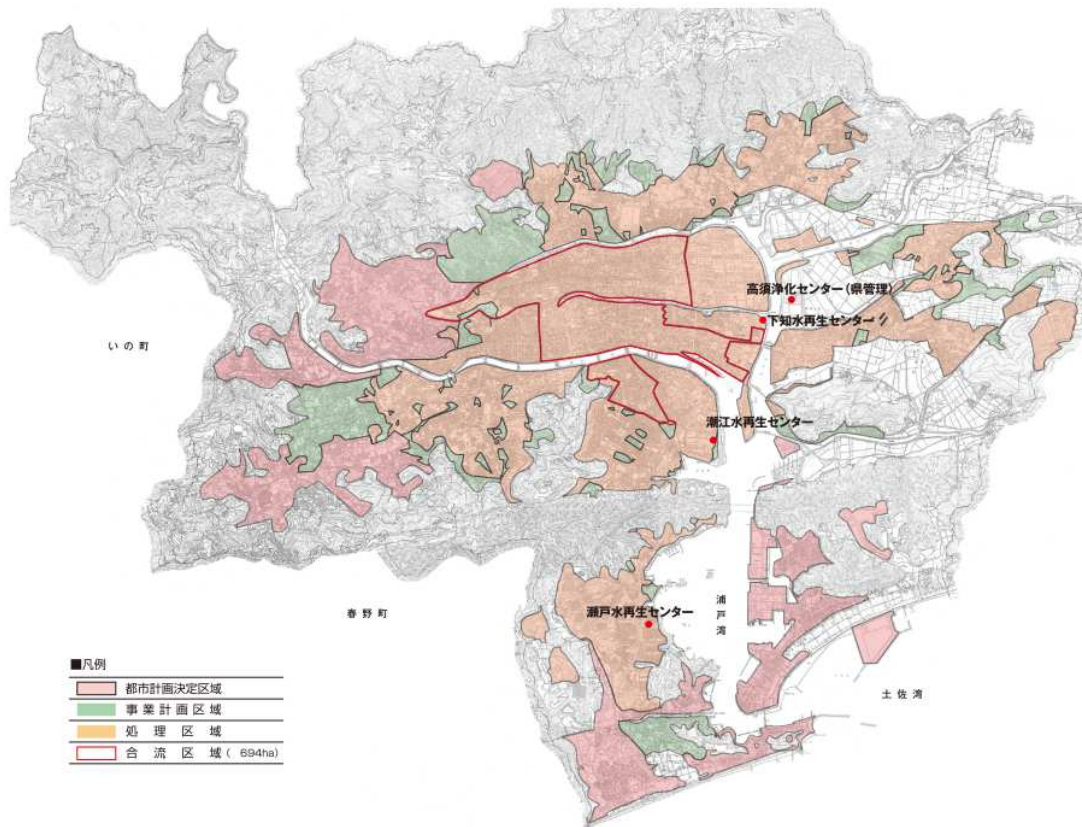
- ア 雨水
- イ 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ウ 雪どけ水

- エ プール排水（屋外プールの排水口以外から排出される排水。
オーバーフロー水）
- オ その他の自然水

4 排除方式

本市における下水の排除方式には分流式と合流式がある。分流式の区域においては、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管きよへ、雨水は雨水管きよ又は水路等の雨水排水施設へ排除する。なお、合流式の区域においても、地形等の条件から、雨水を公共下水道に排除することが困難で、直接河川等に放流することが可能な場合は、その放流先を下水道管理者と協議すること。

高知市公共下水道現況図



※中部第二分区において、計画の内容によって分流式で計画しなければならない地域があり、鷹匠町一丁目、唐人町及び中の島の一部地域は前もって協議を行なうこと

合流式の区域においては、原則として汚水及び雨水は同一の排水管により公共下水道に排除する。ただし、屋内排水設備の排水系統は、合流式の区域においても汚水と雨水は分離し、建物外に排除しなければならない。

第2章 排水設備工事関係法令等の概要

第1節 用語の定義

1 下水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

（法第2条第1項第1号）

汚水とは、人の消費生活又は生産活動に伴って生ずる不用なすべての水をいい、雨水とは、単に雨水のみをいうものではなく、雪どけ水、湧水等の自然水をいう。

2 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水きよその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

（法第2条第1項第2号）

処理施設には、処理の程度や能力を問わずすべて含まれるものであり、工場廃水専用の処理施設、終末処理場及び法第5条第1項第3号にいう終末処理場以外の処理施設も含まれる。

3 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のものをいう。

（法第2条第1項第3号）

地方公共団体が管理する下水道に限って、公共下水道とすることとしたもので、民間により管理される下水道は、規模がどうであれ法における公共下水道でない。

4 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

（法第2条第1項第6号）

処理施設とは、水処理施設及び汚泥処理施設であり、沈砂池・沈殿池・エアレシヨントタンク・汚泥濃縮槽・汚泥消化槽等の施設が含まれる。補完する施設とは、処理施設の機能を有機補完するために設置される施設であり、最終処分場、水質検査のための施設、事務所等をいう。

5 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

(法第2条第1項第7号)

分流式の公共下水道においては、雨水のみ又は汚水のみ排水区域もあり、排水区域の公示が行われると、区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、当該土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

6 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

(法第2条第1項第6号)

処理区域が定められると、処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始すべき日から三年以内にその便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない義務が発生する。また、建築基準法第31条の規定により処理区域内で建築等を行おうとするときは、水洗便所でなければならないという義務も発生する。

7 排水設備

その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設をいう。

(法第10条第1項抜粋)

第2節 排水設備

1 排水設備の設置等

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

(法第10条第1項抜粋)

公共下水道が整備されても、各家庭ないし事業場等の下水が公共下水道に流入されずに、在来の排水溝を流れていたのでは土地の浸水の防止、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るという目的を達成できないことから、「利用の強制」の規定が設けられている。

(1) 排水設備の設置義務者

ア 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者

イ 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあっては、当該土地の所有者

ウ 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

(2) 排水設備の改築，修繕又は清掃その他の維持

（法第10条第2項抜粋）

ア 排水設備の改築又は修繕は，これを設置すべき者が行う

イ 清掃その他の維持は，当該土地の占有者（前項第三号の土地にあっては，当該公共施設を管理すべき者）が行う

2 排水に関する受忍義務等

排水設備を設置しなければならない者は，他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは，他人の土地に排水設備を設置し，又は他人の設置した排水設備を使用することができる。

（法第11条第1項抜粋）

法第10条において排水設備の設置の強制を行った関係上，土地の状況によりやむを得ない場合における他人の土地又は排水設備の使用について規定している。

(1) 費用負担

その利益を受ける割合に応じて，その設置，改築，修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

（法第11条第2項抜粋）

(2) 占有者への告知

排水設備の設置，改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは，他人の土地を使用することができる。この場合においては，あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

（法第11条第3項抜粋）

(3) 損失補償

他人の土地を使用した者は，当該使用により他人に損失を与えた場合においては，その者に対し，通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（法第11条第4項抜粋）

3 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は，当該処理区域についての公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に，その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

（法第11条の3第1項抜粋）

し尿は公共下水道によって処理されることが公衆衛生の観点か

ら水洗便所に改造することが望ましいことから、建築物の所有者に水洗便所に改造するよう義務付けたものである。

公共下水道管理者は、法第11条の3第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(法第11条の3第3項)

水洗便所に改造する義務を履行しない者に対し、公共下水道管理者は一定要件の下に、水洗便所に改造する命令を発することができるが、相手方に不利益を与える処分となるので、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に従って手続きを行うこととなる。

4 除害施設の設置等

使用者は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条第1項各号に掲げる基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じて基準に適合する下水にしなければならない。

(条例第12条の2)

公共下水道又は流域下水道の施設の機能を妨げ、又は施設に損傷を与えるおそれがある下水を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置や必要な措置を講じたうえで、公共下水道へ流入させるように義務づけ、排水基準に適合させる権限を公共下水道管理者に与えたものである。

5 排水設備の計画の確認又は計画の変更

排水設備及びこれらに接続する除害施設の築造(管理者が別に定める規程(以下「規程」という。)で定める軽微な工事を除く。)を行おうとする者は、規程で定めるところによりその計画について申請書に必要な書類を添付して管理者に提出し、その確認を受けなければならない。

(条例第4条)

申請者は、同条の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について申し出て、

管理者の確認を受けなければならない。

(条例第5条第1項)

法第10条に規定されている排水設備について、本市においては、排水設備等の築造を行おうとする者に対して、高知市下水道条例（昭和37年条例第7号。以下「条例」という。）第4条にその計画についての確認を受けなければならないと定めている。又計画の変更の場合も同様に確認を受けなければならない。

その計画の確認範囲は次のとおりとする。

(1) 屋内排水設備

汚水については、給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、洗濯機及び冷蔵庫等のように排水管に直接接続されないものについては、排水を受ける排水管からとする。また、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含むものとする。

雨水については、ルーフドレン、雨どいからとする。

(2) 屋外排水設備

汚水については、屋内排水設備からの排水を受ける汚水ます及び排水管とし、公共下水道に接続する最終ますまでとする。

雨水については、屋内排水設備からの排水を受ける雨水ます、排水溝及び排水管とし、公共下水道に接続する最終ますまでとする。また、公共用水域に接続する場合はその排水管までとする。

(3) 確認を要しない軽微な工事

計画の確認を受けなくてもよい工事は、衛生器具の取替え及びますの取替え又は修繕をいう。排水管の取替え又は修繕については、排水能力に及ぼす影響があることから、計画の確認を受けるものとする。

(規程第28条)

6 工事の実施

排水設備の築造は、管理者が排水設備の工事に関し技能を有する者として指定した業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。

排水設備工事指定業者は、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を置かなければならない。

(条例第7条)

排水設備の工事は、下水道法施行令（以下「政令」という。）第8条に規定されている構造の技術上の基準に適合した施工を確

保するために、一定の技術力を持った者が専属する指定業者でなければ行うことができない。このことから、高知市下水道条例施行規程（平成26年上下水道局規程第7号。以下「規程」という。）により資格条件を以下のとおり定めている。

(1) 指定業者の資格条件

- ア 高知県内に営業所を有する者であること。
- イ 建設業（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を得ている者であること。
- ウ 本市又は本市以外の高知県地区下水道協会（以下「地区協会」という。）に所属する市町村（以下「地区協会所属市町村」という。）において、責任技術者としての登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
- エ 排水設備工事の施行に必要な設備及び機械器具を有する者であること。
- オ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (イ) 本市又は本市以外の地区協会所属市町村において指定業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (ウ) 本市又は本市以外の地区協会所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (エ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - (オ) 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

（規程第4条）

(2) 責任技術者の資格条件

- ア 地区協会が実施する責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格した者であること。
- イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (イ) 不法行為又は不正行為によって試験の合格又は本市若しくは本市以外の地区協会所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

（規程第5条）

(3) 指定及び登録の時期

指定業者の指定及び責任技術者の登録は、毎年4月に行う。

（規程第6条抜粋）

(4) 指定及び登録の有効期間

指定業者の指定及び責任技術者の登録の有効期間は、指定又

は登録した日から5年とする。

(規程第7条抜粋)

(5) 指定の辞退

指定業者は、廃業その他の事由により指定業者の指定を辞退しようとするときは、排水設備工事指定業者指定辞退届(第5号様式)により管理者に届け出なければならない。

(規程第11条)

(6) 申請事項の変更

指定業者は、第8条の規定による申請事項に変更を生じた場合は、直ちに排水設備工事指定業者異動届(第6号様式)により管理者に届け出なければならない。

(規程第12条)

責任技術者は、第13条の規定による申請事項に変更を生じた場合は、直ちに排水設備工事責任技術者異動届(第10号様式)により管理者に届け出なければならない。

(規程第17条)

7 指定業者等の指定又は登録の取消し又は停止

管理者は、指定業者又は責任技術者が下水道関係法令、高知市下水道条例、高知市団地下水道条例(平成7年条例第14号)及び高知市農業集落排水処理施設条例(平成20年条例第28号)又はこれらの条例に基づく規程等に違反したときその他規程で定める場合に該当するときは、当該排水設備工事指定業者の指定又は当該責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内においてこれらの効力を停止することができる。

(条例第7条の2抜粋)

指定業者の指定又は責任技術者の登録の取消し又は停止は、次に掲げる場合とする。

- (1) 6工事の実施(1)指定業者の資格条件又は(2)責任技術者の資格条件に該当しなくなったとき。
- (2) 本市以外の地区協会所属市町村において指定業者の指定又は責任技術者の登録の停止又は取消しを受けたとき。
- (3) その他指定業者等として不適当な行為があったとき。
- (4) 次の表1の左欄に掲げる違反の内容の区分に応じ、それぞれ同表に定める点数の累計が、表2の左欄に掲げる処分の対象となる違反点数となったとき、同表に定める処分の内容を行うものとする。

表 1

違反の内容	判断基準	点数	事例
(1) 計画の確認義務違反 (条例第4条違反)	排水設備計画の確認の届出を怠った者	30	「排水設備申請書」を届け出ることなく、工事を行っている場合
(2) 使用開始等の届出義務違反 (条例第11条第1項違反)	公共下水道の使用開始の届出を怠った者	20	「公共下水道使用開始届出書」を使用開始した日に、届け出ることなく、使用している場合
(3) 工事のしゅん工届出義務違反 (条例第6条第1項違反)	工事の完了した日から10日以内に、検査に係る届出を怠った者	10	「排水設備の築造しゅん工届出書」を工事の完了した日から10日を超過して届け出があった場合
(4) 工事の実施者違反 (条例第7条第1項違反)	指定業者が、指定業者以外のものに工事を行わせた者	60	指定業者以外のもものに工事を行わせることを目的として、指定業者自らの商号を使用し、「排水設備申請書」等を届け出ていることが判明した場合
(5) その他 (規程第20条第1項第3号)	不適切な行為を行った者	10	粗雑工事等により、改善するよう期日を定めて命令したが、それを行わなかった場合

備考

- 1 一申請の中に一連の違反行為がある場合は、それぞれの違反点数を加算する。
- 2 違反点数を課せられた日（通知日の翌日）から1年を経過せずに再度違反行為を行った場合は、前違反点数に加点する。
- 3 違反点数を課せられた日から1年を経過して新たな違反行為がなかったときには、違反点数を消滅させる。
- 4 複数件の違反行為を審議する場合においては、1件目は違反点数が最大となるものとし、2件目以降は、違反行為につき(1)の場合10点、(4)の場合20点、それ以外については5点を加点する。ただし、指定業者から届出義務違反の申し出のあった違反行為(1)については加点を5点とする。
- 5 指定業者から届出義務違反を犯したとの申し出があった際は、(1)の場合15点、(2)の場合10点、(3)の場合5点を違反点数から軽減することができる。

表 2

処分の対象となる違反点数			処分の内容
1回目	2回目	3回目	
40点以上 60点未満			1月以内の指定の効力の停止
60点以上 80点未満	40点以上 60点未満		2月以内の指定の効力の停止
80点以上 100点未満	60点以上 80点未満	40点以上 60点未満	3月以内の指定の効力の停止
100点以上 150点未満	80点以上 100点未満	60点以上 80点未満	6月以内の指定の効力の停止
150点以上	100点以上	80点以上	指定取消し

備考

- 1 指定の効力の停止処分措置を、初めて若しくは前回の指定の効力の停止処分措置から3年を経過している場合は、1回目の処分とする。
- 2 指定の効力の停止処分措置を受けた日から1年を経過せずに再び違反行為を行った場合は、前違反点数に加点し、2回目以降の処分を適用する。
- 3 指定の効力の停止処分措置を受けた日から3年を経過せずに再び違反を行った場合は、対象となる処分内容を2回目以降の処分を適用する。
- 4 前回の指定の効力の停止処分措置を受けてから3年を経過せずに処分対象となる点数に達する行為を3回より多く、繰り返した場合の処分については、別途委員会で検討する。
- 5 指定取消しを受けた排水設備工事指定業者は、処分を受けた日から2年は登録できない。

(規程第20条抜粋)

8 工事のしゅん工届出

排水設備の築造を行った者は、その工事の完了した日から10日以内に管理者に届け出てその検査を受けなければならない。

(条例第6条第1項)

9 排水設備の検査

(1) 立入検査

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(法第13条第1項)

(2) しゅん工検査

排水設備の築造を行った者は、その工事の完了した日から10日以内に管理者に届け出てその検査を受けなければならない。

(条例第6条第1項)

検査は、排水設備申請書の内容に基づき工事が適正に行われているかを検査するため、屋外排水設備の全てのます蓋を開けて、排水管の敷設状況、排水管とますの取付部分、ますの設置状況、トラップの機能などの出来形及び排水の流下状況等を確認する。

(3) 責任技術者の立会い

排水設備の築造を行った者は、その工事の完了した日から10日以内に管理者に届け出てその検査を受けなければならない。

(条例第6条第1項)

検査には、当該排水設備の現場の責任技術者の立会いの下で検査を行なうものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

第3章 排水設備の事務

第1節 排水設備に関する事務手続き

排水設備に関する事務には、公共下水道へ下水を適正に排除するために行う排水設備の計画確認申請（以下「排水設備申請」という。）と水洗便所へ改造する資金を助成する制度等の申請とがある。

これらの申請には、各々手続き上必要な添付書類及び手順があるので、ここではそれについて記述するものである。

1 排水設備申請手続き

建物から排水する下水を公共下水道に流入させるためには、下水道条例で上下水道事業管理者へあらかじめ排水設備及びこれに接続する除害施設の排水設備申請書に必要な書類を添えて、その確認を受けなければならないことになっている。

なお高知市では、コンクリート基礎工事前に急ぎ排水管を設置しなければならない実情等に対応するため、必要最小限の内容を記載した排水設備予備申請も受付けるようにしている。

(1) 申請書への添付書類

排水設備の計画確認を受けようとするときは、排水設備申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付する。

ア 位置図

申請地、道路、目印となる付近の建物、町名及び番地が表示されていること。

イ 平面図

申請地の面積、境界、道路、建物、排水施設の位置、大きさ及び種別を表示すること。

ウ 縦断面図

管渠の大きさ、勾配及び地盤高を表示すること。

エ 構造詳細図

管渠及びその付属装置の構造寸法を表示すること。ただし、計画内容が簡単なものについて、省略することができる。

オ そのた必要と認める図書

(7) 雨水排水管計画の決定根拠資料及び図面

公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」中の参考資料、5 屋内排水設備の管径決定に雨水管について、「壁面を流下する雨水がある場合は、壁面面積の50%を下部の屋根の面積に加算する。」と記述している。これを5階建て以上の建築物の屋外排水設備にも適用し、管径を決定すること。

(4) 阻集器の規格を決定する根拠資料及び図面

- (g) 共同住宅等においては、給水装置の図面
- (e) 排水設備の改造が屋内排水設備のみの場合は、施工前の写真
- (d) 助成制度を利用する場合は、屋内外排水設備計画の施工前の写真
- (h) その他指示する図書

(2) 計画の確認等手数料

排水設備申請手数料は、次のとおりとする。

- ア 戸建住宅 1,000円
- イ その他 3,000円

※戸建住宅とは、一世帯が居住する住宅のことをいう。ただし、玄関が一つの住宅にあっては、二世帯以上であっても、戸建住宅とする。

(3) 工事の着手

排水設備の計画確認を受けた翌開庁日に、計画の内容が適正であるかの確認を行うと同時に、事前着手していないかの確認を申請場所で行うことから、工事の着手は、翌開庁日の翌日から着手するものとする。ただし、特別な事情により、急ぎ着手しなければならない場合は、排水設備の計画確認申請の際に申し出れば、現地の確認を前もって行うことにする。

(4) 計画の変更手続き

排水設備の申請図面を変更しようとするときは、あらかじめその変更について申し出て、その確認を受けなければならない。確認を受けた変更については、工事のしゅん工届日までに書面により届け出ること。

(5) 使用開始の手続き

公共下水道の使用を開始したときは、公共下水道使用開始届出書（第14号様式）を遅滞なく管理者に届けなければならない。又休止、廃止及び再開したときは、公共下水道の休止、廃止及び再開届出書（第15号様式）を届け出ること。

(6) しゅん工の手続き

排水設備の工事が完了したときは、その日から10日以内に管理者へ排水設備の築造しゅん工届出書（第12号様式）を届け出ること。

(7) 検査

排水設備のしゅん工検査は、責任技術者立会いの上検査を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、他の者が立会いをしてもよいが、当該排水設備を把握しているものを立ち合わせる事。

2 水洗便所改造資金助成申請手続き

下水道処理区域内において、既設の便所（くみ取り式又は浄化槽を使用した便所）を公共下水道に接続するよう改造する者のうち、一定の条件を充たす者に対し、その資金の一部を助成する制度、若しくは高知市が指定する融資機関へ資金融資を希望する者に対し、利子の全部又は一部を負担する制度を行っている。

なお何れの制度も、排水設備申請に併せて手続きを行わないとしないことになっているので留意する必要がある。

(1) 水洗便所改造資金助成制度

水洗便所改造に要する工事費の65%が26万円を限度として助成する制度。

ア 要件

(7) 市町村民税の非課税世帯であること

居住者全員の市町村民税が非課税でなければならない

(4) 過去の市民税、固定資産税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと又は生活保護法による被保護者である者

(9) 自己又は世帯員が所有し、かつこれらの者のみ又はこれらの者及び所有者の三親等内の親族に係る世帯のみが居住する家屋（専用住宅に限る）

(2) 既設の便所を公共下水道に接続するために水洗便所に改造する便器、洗浄用器具及びこれに伴う給排水工事

(4) 供用開始後3年以内に工事が完了するもの

イ 必要書類

(7) 水洗便所改造資金助成交付申請書

(4) 水洗便所改造工事計画書及び工事見積書（排水設備申請書の提出をもって代えることができる）

(9) 全居住者の住民票

発行場所：市役所本庁者1階中央窓口センター、各窓口センター

(2) 全居住者の市税等納税証明書（官公庁提出用）

発行場所：市役所本庁者1階税務証明係でのみ発行

(4) 生活保護世帯に該当する者にあつては、これを証明する書類

(d) 登記事項証明書（建物の所有者が確認できるもの）

発行場所：高知地方法務局

(e) 施工前の工事箇所の写真

(f) その他管理者が必要と認めるもの

ウ 申込み後の流れ

(7) 申請が受理されると約10日から2週間で「水洗便所改造資金助成金交付決定通知書」を申請者宛に送られ、決定日から工事を着手できるようになる。

(8) 工事は、決定日から1ヶ月以内に完了させなければならない。ただし、正当な理由があると管理者が認めた場合は、この限りではない。

(9) 工事の中止し、又は廃止する場合は、水洗便所改造工事中止等届出書（第4号様式）により管理者に届けること。

(10) 工事の内容を変更するときは、水洗便所改造工事変更届出書（第5号様式）により管理者の承認を受けること。

(11) 工事が完了したときは、10日以内に工事完了届出書（第6号様式）及び施工後の工事箇所の写真を提出する。検査合格後、指定業者からの工事請求書等を提出し、その内容の審査後に所定の請求書を提出する。

(12) 口座への入金は、請求書を受理してから3～4週間後となる。

(2) 水洗便所改造資金利子補給制度

水洗便所改造に要する資金の借入れを希望する者に対し、高知市が指定する金融機関へ融資をあっせんし、その利子の全部又は一部を金融機関へ補給する制度。

資金の限度額を、一戸建ての住宅は60万円、賃貸方式の共同住宅には120万円としている。

ア 要件

(7) 専ら居住の用に供する建物の所有者又はその所有者の同意を得て使用する者

(8) 市民税、固定資産税及び下水道受益者負担金を滞納していない者

(9) 自己資金では工事費を一時に負担することが困難である者

(10) 元利金の償還の見込みが確実であり、かつ、元利金の償還について確実な連帯保証人等のある者

(11) 共同住宅の場合は、賃貸形式で法人以外が者が所有するもの

イ 必要書類

- (7) 水洗便所改造資金利子補給申請書
- (8) 水洗便所改造工事計画書及び工事見積書（排水設備申請書の提出をもって代えることができる）
- (9) 市税等納税証明書（官公庁提出用）
発行場所：市役所本庁者 1 階税務証明係でのみ発行
- (10) その他管理者が必要と認めるもの

ウ 償還方法

- (7) 戸建住宅の場合 48ヶ月以内の元金均等月賦払い
- (8) 共同住宅の場合 60ヶ月以内の元金均等月賦払い

エ 申込み後の流れ

- (7) 申請が受理されると約 1 週間で「水洗便所改造資金利子補給決定通知書」を申請者宛に送られ、決定日から工事を着手できるようになる。
- (8) 工事は、着手後 1 ヶ月以内に完了させなければならない。ただし、正当な理由があると管理者が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 工事の中止し、又は廃止する場合は、水洗便所改造工事中止等届出書（第 6 号様式）により管理者に届けること。
- (10) 工事の内容を変更するときは、水洗便所改造工事変更届出書（第 7 号様式）により管理者の承認を受けること。
- (11) 工事が完了したときは、10日以内に工事完了届出書（第 8 号様式）を提出する。検査合格後、検査に合格した証として「検査証」（第 9 号様式）を申請者に通知する。
- (12) 申請者は、「水洗便所改造資金利子補給決定通知書」及び「検査証」を指定金融機関へ持参し、融資の手続きを行う。

3 申請手続きの必要書類及び手続きの流れ

排水設備申請及び水洗便所改造資金助成申請手続きについて、次表に必要書類、次図に申請手続きの流れ及び排水設備等申請フローを示すので手続きを行なうにあたって参考にすること。

排水設備及び助成制度手続き

手続き	書類の名称	様式	戸建	その他			備考
				共同住宅	私設排水	左記以外	
申	排水設備申請書	11号	○	○	○	○	高知市下水道条例施行規程
	位置図		○	○	○	○	
	平面図		○	○	○	○	
	縦断面図				○		
	構造詳細図※ ¹			○	○	○	
	雨水排水管計画根拠資料			○	○		
	阻集器容量決定根拠資料※ ²					○	
	給水装置の図面				○		
	施工前の工事箇所写真※ ³		○	○		○	
	メーター貸与申請書	1号	○	○		○	高知市下水道汚水量認定事務取扱要綱
給排水系統図		○	○		○		
汚水量減量認定申請書※ ⁴	2号	○	○		○	高知市下水道汚水量認定事務取扱要綱	
使用水及び月別年間使用水量		○	○		○		
給排水系統図		○	○		○		
使用水が製品となる根拠資料		○	○		○		
JIS規格に適合する証明		○	○		○	計量法施行令第2条第5号イの排水積算体積計、同条第6号ロの排水流速計、又は同条9条ロの排水流量計のうち、JIS規格に適合、準拠又は同等の機能を有するものを使用する場合。	
計測誤差が±3%精度以下の証明		○	○		○	上記製品を使用する場合、社団法人日本計量機器工業連合会の会員証写し、精度等が記載されている仕様書、精度を保つ設置条件、点検等の条件。なお事前協議を必要とする。	
施設に関する工事承認申請書		○	○	○	○	公共下水道、団地下水道及び農業集落排水施設	
位置図		○	○	○	○		
平面図		○	○	○	○		
断面図		○	○	○	○		
構造図		○	○	○	○		
保安図(道路規制を伴う場合のみ)		○	○	○	○		
工事看板配置図(道路規制を伴う場合のみ)		○	○	○	○		
その他必要書類(指示による)※ ⁵		○	○	○	○		
高知市農業集落排水事業受益者届出書		○	○		○	高知市農業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例施行規則	
所有・使用者同一	1号	○	○		○		
所有・使用者不同	2号	○	○		○		
受益者分担金納入領収書写し		○	○		○		
水洗便所改造資金助成交付申請書	1号	○				高知市水洗便所改造資金助成要綱	
工事計画書及び工事見積書		○					
市税等納税証明書(官公庁提出用)		○				全居住者	
住民票		○				全居住者	
対象家屋の登記事項証明書		○					
施工前写真		○					
各種誓約書		○					
その他必要書類(指示による)※ ⁶		○					

請

手続き	書類の名称	様式	戸建	その他			備考
				共同住宅	私設排水	左記以外	
申請	水洗便所改造資金利子補給申請書	1,2号	1号	2号			高知市水洗便所改造資金利子補給要綱
	工事計画書及び工事見積書		○	○			
	市税等納税証明書(官公庁提出用)		○	○			
	施工前写真		○	○			
	各種誓約書		○	○			
	その他必要書類※ ⁷		○	○			
届	排水設備						
	公共下水道使用開始届出書	14号	○	○		○	高知市下水道条例施行規程
	排水設備の築造しゅん工届出書	12号	○	○	○	○	
	公共下水道の休止、廃止及び再開届出書	15号	○	○		○	
	汚水量減量認定						
	使用水量等申告書	5号	○	○		○	高知市下水道条例施行規程
	施設に関する工事						
	下水道法第16条に基づく工事の着手届出書		○				
	団地下水道に関する工事の着手届出書		○				全居住者
	農業集落排水施設に関する工事の着手届出書		○				全居住者
下水道法第16条に基づく工事の完成届出書		○					
団地下水道に関する工事の完成届出書		○					
農業集落排水施設に関する工事の完成届出書		○					
高知市農業集落排水事業							高知市水洗便所改造資金利子補給要綱
高知市農業集落排水事業受益者変更届出書	10号	○	○			○	
水洗便所改造資金助成交付	1号	○					高知市水洗便所改造資金助成要綱
水洗便所改造工事中止等届出書	4号	○					
水洗便所改造工事変更届出書	5号	○					全居住者
工事完了届出書	6号	○					全居住者
水洗便所改造資金利子補給	1,2号	1号	2号				高知市水洗便所改造資金利子補給要綱
水洗便所改造工事中止等届出書	6号	○	○				
水洗便所改造工事変更届出書	7号	○	○				
工事完了届出書	8号	○	○				

※¹ 排水槽を設ける場合等、特別の施設がある場合等、その施設の構造及び機械設備等の仕様

※² 下水道施設の閉塞等を防止するため、容量を決定する算定計算書及びその構造図面

※³ 屋内排水設備のみを施工する場合

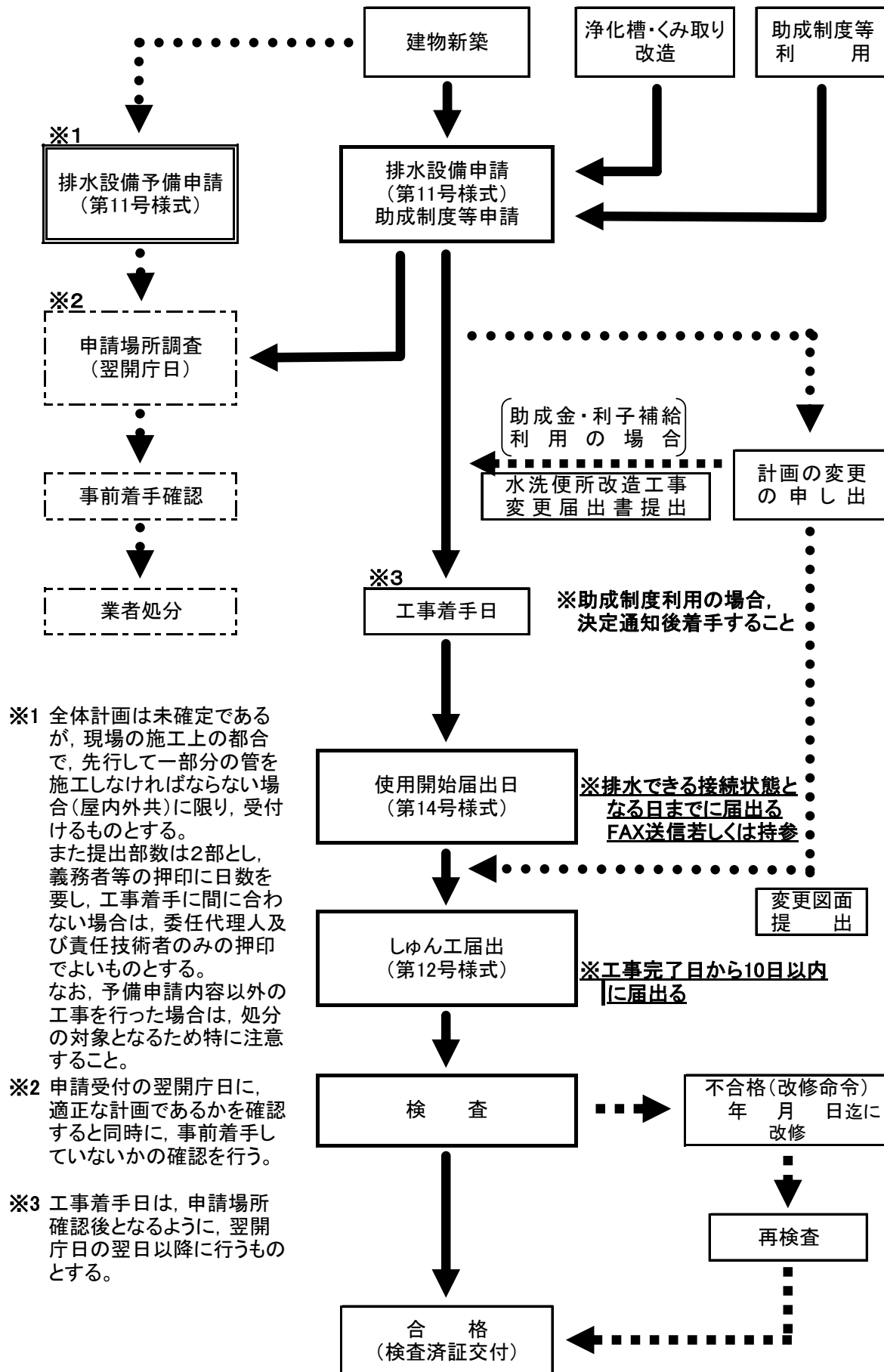
※⁴ 一般家庭においては、期(2か月間)の平均使用水量が50m³以上であり、かつ減量水量が月平均使用水量の20%以上であること

※⁵ 道路、水路等他の公共施設の許可が必要な場合に、その占用許可書の写し

※⁶ 建物登記がされていない等に、申請者が税等を納めていると判断できる書類の写し

※⁷ 特に確認事項で必要な場合

排水設備等申請フロー



水質汚濁防止法で定めた特定施設

1	<p>鉱業又は水洗炭業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)豚房施設(豚房の総面積が50 m²の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房の総面積200 m²未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房の総面積が500 m²未満の事業場に係るものを除く。)</p>
2	<p>畜産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 の用に供する施設であって次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設</p>
6	<p>小麦粉製造業 の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業 の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設</p>

11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	めん類製造業 の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業 の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業 の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設

21	化学繊維製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業 の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設

27	(チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設

36	合成洗剤製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留 (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業 の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業 の用に供する蒸留施設
41	香料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業 の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業 の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設

47	医薬品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業 の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業 の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業 の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業 の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業 又はゴムバンド製造業 の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業 の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業 の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業 の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。) の精製業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業 の用に供する水洗式分別施設

61	鉄鋼業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業及びコークス製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。) 又は 自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。) の施設 のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)) をいう。 (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」※という。)が500 m²未満の事業場
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業 の用に供するちゅう房施設(総床面積※が360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設(総床面積※が420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設(総床面積※630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積※が1,500 m²未満の事業場に係るものを除く。)

67	洗濯業 の用に供する洗浄施設
68	写真現像業 の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院 (医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業 の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場 (卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場 (卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るもの)に限り、これらの総面積が1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設 (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業 (道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800 m ² 未満の事業場に係るもの及
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。)に関する 研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場 で環境省令※で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置す (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。)

72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化そうを除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

ダイオキシン類対策特別措置法で定めた特定施設

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン ¹ の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ(3,2'-b:3',2'-m)トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号(※1)に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)

17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

第4章 排水設備設計の標準

第1節 屋内排水設備

屋内の衛生器具類等から排出される汚水や屋上等の雨水等を円滑に、かつ速やかに屋外排水設備へ排除できるように屋内排水設備の設計・施工を行うものとし、本章に特別の定めのないものは、「下水道排水設備指針と解説（公益社団法人日本下水道協会発行）」によるものとする。

1 屋内排水設備の範囲

屋内排水設備は、建物外壁から屋外排水設備の汚水ます若しくは掃除口又は雨水ます若しくは掃除口までの距離を3m以内とする。

2 ディスポーザ排水処理システム

高知市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成26年上下水道局告示第14号。以下「取扱要綱」という。）に規定するディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）を使用するものとし、システムの性能等については、「下水道排水設備指針と解説（公益社団法人日本下水道協会発行）」の参考資料中「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」によるものとする。

3 床下集合配管システム（排水ヘッダー）

床下集合配管システムを設ける場合は、保守点検、補修及び清掃が容易にできるよう、その上部に十分なスペースを有する点検口を設けるものとする。また集合住宅に用いる場合は、各戸別に設け他の居住者の生活に支障をきたさないよう、その設置位置について考慮する。

4 阻集器

グリース阻集器、オイル阻集器等その他の施設で特殊な構造のものは、その仕様に応じた容量を決定する。なお計算書及び詳細図を排水設備申請書に添付する。

5 プール排水

プール排水を一時に排除すると、公共下水道の排水能力を超えることになり、他からの下水が排除されにくい状態に陥ることから、排水量を調整できるバルブ等を設ける。

第2節 屋外排水設備

屋外排水設備は、屋内排水設備から排出を受け、さらに敷地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内のすべての下水を公共下水道または私道排水設備へ流入させる施設である。敷地内の排除方式は、公共下水道の排除方式に従い設計・施工を行うものとし、本章に特別の定めのないものは、「下水道排水設備指針と解説（公

益社団法人日本下水道協会発行)」によるものとする。

1 排水管

排水管の内径及び勾配は、高知市下水道条例（昭和 37 年条例第 7 号）（以下「条例」という。）第 3 条に規定するとおりとする。ただし、公共下水道の埋設深さと敷地形状との関係で、規定する勾配で接続ができない場合は、計画を行う段階に本市と協議を行い、排水管及び勾配について調整を行うものとする。

雨水流出量の計算より排水面積に応じた管径を以下のとおりとする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \text{ より}$$

Q : 流出量 m^3/s

C : 流出係数 1.0

I : 降雨強度 100

A : 排水面積 ha

排水面積 (m^2)	200 未満	200 以上 400 未満	400 以上 600 未満	600 以上 1500 未 満	1500 以 上 2500 未満	2500 以 上 4000 未満
排水管径 (mm)	100	125	150	200	250	300
勾 配	1.0/100 以上					

2 設計図

ます番号は、汚水、雨水ごとに上流から採番し、天端高、内径（内のり）深さ（雨水ますについては、泥だめ深さを追記）を記載する。天端高は、最終ますを基準とし、その高低差をいう。

參考資料

- 1 排水設備申請書記載例